

新型コロナウイルス感染症（災害事態宣言下での一時的例外措置の更新に関する9月30日付大統領令）

10月1日、災害事態宣言下での一時的例外措置の更新を定めた9月30日付大統領令第241/21号が官報に公示されたところ、概要以下のとおり。なお、変更箇所は下線のとおり。

【全般】

- 本大統領令の各措置は、10月1日から10月30日まで適用（第3条）。
- 国境封鎖を維持（第9条）。

【国際的な往来・出入国時の規制】

- 国際線及び国内線の定期航空便の運航は引き続き認められるも、必要最小限の便数に限る（第11条）。
- 労働査証を所持する外国人の再入国及び短期滞在査証を所持する者の入国が認められる（第9条）。
- 渡航の72時間前以内に実施するRT-PCR検査の陰性証明及び渡航フォームの登録が出入国の条件。国外からの渡航者の当地到着後の空港における簡易抗原検査義務。右検査の結果、陽性者は政府指定施設に隔離（第9条）。
- 封鎖対象地からの移動の際は、事前のコロナ検査の受検が条件（第10条）。
- 国内線の搭乗の際には、渡航の72時間前以内に実施する抗体検査の陰性証明の提示を義務（第12条）
- 入国するアンゴラ人、外国人居住者等への7日間の自宅検疫義務（第13条）。
- 自宅検疫開始7日間経過後の抗原検査の陰性結果を当局が確認後に検疫解除（第13条）。
- コロナワクチン接種完了証明書所持者で空港到着後の検査で陰性結果の者は、7日間の自宅検疫が免除される（第14条）（当館注：政府発表によれば、ワクチン接種済みの外国人渡航者も自宅検疫免除の対象となり、ワクチン接種未完了者については、引き続き入国後7日間の自宅検疫が義務づけられる）。

【ワクチン接種関連】

- 18歳以上の者のワクチン接種を推奨。公的機関、行政サービス、企業、軍事関連機関の職員、民間セクターで接客にあたる従業員、及び州を跨いで移動する者のワクチン接種を強く推奨する。行政及び民間機関は、従業員のワクチン接種当日の勤務を免除する義務を負う。民間機関は、職場への出勤条件として、ワクチン接種証明書又はコロナ検査の陰性結果の提示を求めることを可能とする（第6条）。
- ワクチン接種完了者に対してワクチン接種証明書が発行される。保健省により発行されるワクチン接種証明書又は外国当局が発行するワクチン接種証明書を有効とする（当館注：

日本の自治体で発行のワクチン接種証明書も有効）（第7条）。

●教育、保健、国防、治安分野における公務員採用試験受験時、及び国外への渡航の場合にワクチン接種証明書の提示を義務とする（当館注：アンゴラ政府によれば、ワクチン未接種の外国人については当該義務の対象とはならない。但し、アンゴラ国内でワクチン接種済みの外国人に対して当該提示が求められる）（第8条）。

●10月15日以降、18歳以上の者に対し、以下の場合におけるワクチン接種証明書の提示を義務とする。当該提示義務は、ワクチンを少なくとも1回接種済みである旨を示す証書、又は7日前までに受けたコロナ検査の陰性結果の提示で代替可とする（第8条）。

（1）職員の公的機関への出勤時、（2）教員の教育機関への出勤時、（3）レストラン等への入店時、（4）従業員の商業施設への出勤時、（5）映画館、美術館、劇場及び記念館への入場時、（6）閉鎖空間における活動及び集会への参加時、（7）ジム、スポーツ施設への入場時、（8）カジノ及びゲームセンターへの入場時、（9）ミュージカル施設への入場時

【その他】

●0時から5時までの外出自粛を推奨（第5条）。

●無症候患者は自宅隔離。検査で陰性結果を確認後、自宅隔離が解除（第15条）。

●行政サービスは8時～15時。民間セクターの活動時間は6時～17時（第18条）。

●労働力上限を75%とする（第18条）。

●公立及び私立の教育機関での対面の授業を維持（第19条）。

●連盟公認競技大会の実施の許可を継続し、最大収容人数の50%までの観客の動員を許可する（第21条）。

●屋外個人スポーツ・レジャーは、5時～20時まで実施可能。屋内ジムの営業も認める（第22条）。

●スーパー等商業施設の営業時間は、7時から20時まで（第23条）。

●レストラン等の営業時間は、6時～22時まで。収容人数は50%まで（第24条）。

●閉鎖空間における活動及び集会は、最大収容人数の50%までとし、500人を超えてはならない（第26条）。

●博物館、劇場、文化イベント等は50%を上限。映画館は22時まで。ナイトクラブは閉鎖を継続。カジノ及びゲームセンターは22時まで。ダンスを伴わない音楽のショーは22時まで（第27条）。

●自宅における集いは15人まで。自宅外での娯楽要素の強い集まりは禁止。公共の場での10人を超える集会の禁止（第29条、第30条）。

●ビーチ、公共プール等の利用を一時停止する。マリーンクラブ及びプレジャー・ボートの利用を許可（但し、定員の50%以下）（第35条）。

●ブラジル及びインドからのあらゆる手段による入国の一時停止を維持。ブラジルないしインドを経由する者についても入国の一時停止の対象となる。但し、いずれかの国から渡航

するアンゴラ人及び外国人居住者は適用外とし、政府指定施設での経過観察を義務付ける
(第42条)。